

恵庭市農商工等連携推進ネットワーク規約

(名称)

第1条 この会は、恵庭市農商工等連携推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、農産物など本市の多様な地域資源を活用した新商品やサービスの開発、販路開拓、市内外への情報発信など、農商工等連携による地域経済活性化の取組を促進するため、知恵を持ち寄って活動することを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ネットワーク会員間の交流・連携強化に関すること。
- (2) ネットワーク活動の周知に関すること。
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員等)

第4条 ネットワークの会員は、第2条の目的に賛同する農業者や商工業者、関係機関・団体、さらに大学などの教育機関で構成する。

- 2 ネットワークの会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を事務局に提出することで会員になることができる。
- 3 ネットワークの会員を退会しようとするときは、別に定める退会届書を事務局に提出しなければならない。
- 4 ネットワークの運営にあたっての会費は総会において別に定める。

(顧問)

第5条 ネットワークに、次の顧問を置く。

- (1) 恵庭市長
- (2) 道央農業協同組合代表理事組合長
- (3) 恵庭商工会議所会頭
- (4) 恵庭工業クラブ代表幹事
- (5) 恵庭観光協会会長

(役員)

第6条 ネットワークに、次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名
 - (2) 副代表幹事 1名
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 監事 2名
 - (5) 事務局幹事 1名
- 2 代表幹事、副代表幹事、幹事、監事は、会員の中から総会で選任する。
 - 3 事務局幹事は、事務局に所属する会員の中から総会で選任する。
 - 4 役員任期は、特に定めない。

(役員職務)

第7条 代表幹事は、ネットワークを代表し、各事業を総括する。また、幹事会を招集し、必要に応じて総会を招集する。

- 2 副代表幹事は、代表幹事を補佐する。
- 3 監事は、ネットワークの事業および収支・財産の状況を監査する。
- 4 役員は、全員で幹事会を構成し、幹事会でネットワークの運営全般にあたる。
- 5 ネットワークにはアドバイザーを置くことができる。

(総会)

第8条 ネットワークの総会は会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 役員を選任
 - (3) 規約の変更
 - (4) その他ネットワークの運営に関する重要事項
- 3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(幹事会)

第9条 幹事会は役員をもって構成する。

- 2 幹事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第10条 代表幹事は、事業報告書、収支報告書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第11条 ネットワークの事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 ネットワークの事務局を恵庭市経済部に置く。

(細則)

第13条 この規約に定める事項のほか、ネットワークの運営に必要な事項については、必要に応じて代表幹事が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成25年2月16日から施行する。

改定

平成26年6月19日